

こんなのアリ!?と思ったら...

# あきらめないで、まず相談!

## 多重債務

複数の借入先から借金を繰り返して「多重債務」に陥り、返済が困難になってしまうケースが後を絶ちません。中には、家庭崩壊や自殺等に追い込まれる深刻なケースもあります。



### 債務整理には4つの解決手段があります。

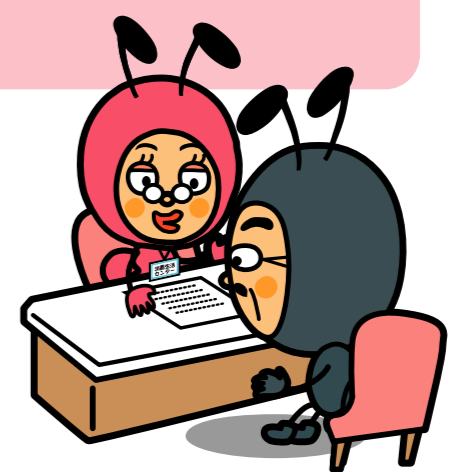
**任意整理** 弁護士や司法書士が借主の代理人として貸主と交渉し、借金の減額を図ります。和解が成立したら計画に基づき分割で支払っていきます。

**個人再生** 弁護士や司法書士に依頼し、裁判所を通じて借金を減らし、減額後の債務を分割で3年間支払っていきます。

**特定調停** 簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と話し合っ返済条件等を変更し、経済的立ち直りを目指します。

**自己破産** 裁判所を通じて借金をなくす手続きです。免責決定により債務を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

## 一人で悩まずに相談してください。



あきらめないで、まず相談!

宮崎県消費生活センター  
☎ 0985-25-0999

都城支所  
☎ 0986-24-0999

延岡支所  
☎ 0982-31-0999

